動を体験できるよう，図書の整備や読書活動の実践事例の紹介等児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進する。

②　障害のある子供の読書活動

障害のある子供は，特別支援学校のみならず通常の学校にも在籍していることを踏まえ，全ての学校において障害のある子供もまた豊かな読書活動を体験できるよう，点字図書や音声図書など，一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料の整備が図られるとともに，学習指導要領等に基づき自発的な読書を促す指導が行われるための取組を推進する。

（３）学校図書館

①　学校図書館の役割

学校図書館は，学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり，①児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能，②児童生徒の学習活動を支援したり，授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能，③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり，児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。これからの学校図書館には，読書活動における利活用に加え，様々な学習・指導場面での利活用を通じて，子供たちの言語能力，情報活用能力，問題解決能力，批判的吟味力等の育成を支え，主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されている。これらを含め，学校においては，「学校図書館ガイドライン」を参考に，学校図書館の整備充実を図ることが重要である。

さらに，学校図書館は，可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう，また，一時的に学級になじめない子供の居場所となり得ること等も踏まえ，必要に応じ，地域の様々な人々の参画も得ながら，児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが重要である。また，登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し，児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。

加えて，蔵書の貸出しの促進，子供に本を借りることを習慣化させる取組が図られることが重要である。

②　学校図書館の取組

ア　学校図書館資料の整備・充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには，児童生徒の知的活動を増進し，様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料（学校図書館法第２条に規定する図書，視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料をいう。以下同じ。）を整備・充実させていくことが必要である。また，各教科，道徳，外国語活動，総合的な学習の時間，特別活動において多様な教育活動を展開していくためにも，学校図書館資料を充実し，児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えることが求められている。

このため，文部科学省において，平成 29 年度から 33 年度までを期間とする新たな「学校図書館図書整備等５か年計画」が策定され，公立義務教育諸学校の学校図書館資料について，新たな図書等の購入に加え，情報が古くなった図書等の更新を行うこととして，単年度約 220 億円，５年間で総額約 1,100 億円の地方交付税措置が講じられている。学校図書館図書標準（平成５年３月 29 日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成が十分でない状況（平成 27 年度末（平成 23 年度末）：小学校 66.4%（56.8%），中学校 55.3%（47.5%）[22]）を踏まえ，都道府県及び市町村においては，学校図書館資料の計画的な整備が図られるよう，引き続き努め，本計画期間中に，全ての学校図書館において学校図書館図書標準の達成を目指す。また，新たな「学校図書館図書整備等５か年計画」においては，学校図書館への新聞配備のため，単年度約 30 億円，総額約 150 億円の地方交付税措置が新たに講じられた。学校図書館に新聞を配備している学校は，平成 27 年度末現在，小学校で約 41.1%，中学校で約 37.7%，高等学校で 91.0%であり[23]，新聞を活用した学

[22] 平成 24・28 年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）
[23] 平成 28 年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）